

書評

モウリス・著『フランスの諸憲法』

Maurice Duverger, *Les Constitutions de la France*,
《Que sais-je ?》, Presses Universitaires de France,
1950, p. 126.

長谷川正安

フランスの憲法を研究するばあい、おどろかされることは、大革命直後に第一次憲法（一七九一）ができてから、第三共和國憲法（一八七五）ができるまでの約一世紀たらずのうちに、十数回も、まったく新しい憲法が制定されているということである。しかも、それがとる政府形態は、君主制、共和制、帝制などと、くりかえし、めまぐるしいばかりに變化している。したがって、これらの憲法の變化をつうずる一つの法則を發見し、その歴史を體系的に敘述するということは容易なわざではない。

この、憲法典にみられるあまりに激しい變化のためか、あるいは、フランスの憲法學界に歴史學的傾向が稀薄なためか、フ

ランスの憲法學界では、これまでほとんど、正面から憲法史と銘うつてかゝれた著作はなかつたように思われる。もちろん、どの憲法書をみても、そのほとんどが、現行憲法の前史として、これまで存在した諸憲法についてふれてはいるけれども、それはたゞそれだけの意味しかもつていなかつたようである。

憲法史の著作がないということは、イギリスをのぞけば、この國の憲法學界でも、その傾向であるようであり、わが國としてその例外ではない。そして、この傾向は、一般に、ブルジョア國家のブルジョア憲法が必然的にもつ歴史的性格への無關心から生じているように思われるのである。と同時に、フランスのばあい、憲法がそれほど變つたとしても、その背後にあるものはほとんど變つていないという事實が、かならずしも研究者に一歴史的興味をおこさせないという一面もあるであろう。激變する憲法の背後にあるものとは、じつさいに政府權力を運営している官僚制であり、その官僚制がかくしているブルジョアジーの獨裁である。したがって、今日でもよく指摘されるのは、フランスの頻繁な政變と、それにもかゝらず變化しないその政策の對照であるが、このことは、議會の優位が確立した第三共和國成立いご、今日にいたるまでの特徴なのではなく、多かれ少なかれ、大革命いご、すべての時期をつうじての特徴のように思われるのである。したがって、本書の著者ドゥヴェルデは、憲法典と具體的政治の中間にあるものとして、憲法典には表現されず、しかもフランス政府の具體的行動を律して

いる、というより、その具體的行動のなから生れてきた憲法的慣習に、眞の憲法史の發展をみとめようとしているのである。もちろん、それだからといって、憲法的慣習の發展を、そのまゝ憲法史の對象とはいふきれない證據には、この著作の表題は「フランスの諸憲法」であり、その敘述も、憲法典の政廢を追つてなされている。それゆゑ、この著作も、かならずしも正面から憲法史ととりくんだものとはいえないであらう。しかし、本書は、いわゆる現行憲法の解説ではもちろんなく、諸憲法のたんなる羅列でもないから、(方法論的にはもちろんだが)文庫本という紙数にも制限された中間作ともいうことができらうか。それにしても、この一三〇頁たらずの紙数で、フランス憲法全體の變化が、いかなる立場からにせよ、一貫してながめうるようになったということは、フランス憲法史の研究にとつて一大貢獻といふことができよう。

わたくしは残念ながら、著者のこれまでの経歴についてはしるところがない。わずかに本書の扉によつて、つぎの現職にあることをしりうるだけである。かれは、一九五〇年現在、ボルドー大學の法學部教授兼同大學政治研究所長であり、また、パリ大學政治研究所の教授を兼ねているという。このことはいには、直接その著書について、その理論的傾向をしるよりほかはない。

かれの憲法論としては、その主著と思われる *Manuel de Droit Constitutionnel et de Science Politique*, 5 ed. 1948.

があり、さいきん入手しえたものとしては、かれの編著による各國選舉制度の實證的な研究 *L'Influence des Systèmes Electoraux sur la Vie Politique*, 1950. ほか。なかゞこの文庫にも *Les Régimes Politiques*, 1948. *Les Finances Publiques*, 1950. が入れられている。これら一れんの著書の表題だけでも分るように、著者はいわゆる憲法學者であるよりも、むしろ政治學者としての傾向がたよく、このことが本書の敘述にも強く反映している。すなわち、かれは、憲法典の變遷をたどりながらも、その法律的問題は背景におしやり、もつぱら各憲法の政治原則とその政治的意義の究明に重點をおいているのである。

まだ内容の分析にはいらぬいまに、あらかじめ本書に批判的な見解をこゝで述べしまふのは、いささか早計にすぎるともされないが、本書の全體的構成にかれんしていることなので、あえて一點だけこのところのべておきたい。それは、本書においては、基本的人権の觀點から憲法をみる見方がぜんぜんといつてよいぐらないことである。わたくしは、それをあえて政治學的傾向の缺陷であると結論はしないが、それほど著者の憲法論では、政府形態・統治機構の問題だけに比重がおかれすぎていようである。こゝでは、この點を指摘しておくにとめて、その具體的展開は、本書の内容の紹介のなかにみることにしよう。

(一) 憲法史と銘ついたものは *Deslandres, Histoire Con.*

situationnelle de la France, 3 vol. 1932—1937. がほとんどその唯一のものである。Bonnard が新しく編集増補した Le Duguit et Monnier, Les Constitutions et les Principales Lois Politiques de la France, depuis 1789. 6 ed. 1943 も重點は資料である法文集におかれている。

二

すでにふれたように、著者は、憲法における慣習法の優位の事實と合理性を強調している。「われわれは、本書で、憲法の創造者であり、破壊者であり、修正者でもある慣習の優越した役割を、一貫してしめすことにしよう」。(8頁)そしてこの観点から、つぎの三つの時代を区分する。

(1) アンシャン・レヂーム。この時期に、千年いじようも、慣習憲法がじよよに發展する。(2) 諸革命時代(一七八九—一八七〇)。一世紀にもならぬあいだに、一打いじようの成文憲法がつよく。(3) 共和國時代。一定の憲法的安定性への回復をしめす。したがって、この順序に紹介の筆をすめてゆこう。

第一章、アンシャン・レヂーム。本書の特色がもつとも集中的にあらわれているのは、この時期の敘述である。ふつう、アンシャン・レヂームが問題になるのは、革命この政體との斷絶が問題になるにせよ(多數説)、その連續が問題になるにせよ(トックヴィユ)、新しい政體との對比における舊い政體がとりあげられるのがふつうであり、それゆえその時期は主として

十八世紀であり、せいぜい十七世紀までさかのほつても、十六世紀いじよよにさかのほることはなかつたようである。一般に、十七・八世紀が絶対主義 absolutisme 絶対君主制 le Monarchie absolue とされるのが法制史の方でも承認されていたようである(エヌメエン)。著者はこの通説を、第一に時代區分のうえでくつがえし、アンシャン・レヂームの敘述を革命からさかのほること十世紀、すなわち、カペー王朝のまえのメロヴェエ王朝からはじめている。第二に、大革命を論ずる史家に多かれ少なかれあるアンシャン・レヂームにたいする非難はほとんどなく、この時期こそ、「事實の進化と政治諸制度の進化との完全な一致が、憲法の慣習的性格によつて可能となつた」(9頁)安定の時期として、多分に好意の目でみられているようである。この場合、事實 faits というのはなにを指すのかは問題であるが、著者はたゞ當時の政治活動をさしているようである。この観点から、まず、選挙制から世襲制へ、そして絶対君主制へと轉化してゆく國王の地位の變遷が、その機能の増大の過程とともにえがまれてゆくのである。國王は地方封建領主との對抗のうちに、まず立法權を、ついで行政權を、そしてさいごに司法權を自己の掌中におさめ、すべての國權を無制限に行使しうるものとなるとされている。もちろん、そこにはさいごまで、國王の權力にたいして相對的に獨自な權限をもつ機關があつたことはひとめられ、また、君權が増大するほど、それを運営するための行政機構が複雑になつてゆくことが指摘され

ている。そして、敘述は、國王について、國王の補助者たる大臣 *ministre* と顧問會 *conseil* にうつる。前者は、王の私事をあつかう個人的使用人から出發し、十五・六世紀を境として、王國の官吏に轉化し、その任にあたる出身者も、大貴族から小貴族・ブルジョアに變化してゆく。そして、これまで王の自由にしえなかつた官職がその自由になることが注目されている。しかし、本書では、こゝで、この自由になつた官職が、國王自らの手で賣買されることによつて、再び自己の手をはなれ、一そう大量の官職がブルジョアの手にうつつてゆく重要な賣官制問題はあつかわれていない。それはさておき、この個人職にしても、顧問會にしても、それは長い年月のうちに慣習的に變化したものであるから、古いものと新しいものが重なりあつて、きわめて複雑な様相をしめすことがかんたんだがのべられている。アンシャン・レヂームの制度は、よほどくわしくのべてないかぎり、同じ名稱でちがう職をしめしたり、同じ職をちがう名でよんだりすることがあるので理解が困難であることは、本書の敘述からも感ぜられるのである。さいごに、半代議制度として、三部會 *Etats-Generaux*、地方三部會 *Etats-Provinceaux*、名士會 *Assemblée de Notable*、高等法院 *Parlement* がのべられている。周知のごとく、三部會は、身分ごとにえらばれ、なかなか總會は開かれず、一六一四年いごは召集されなかつたし、それいぜんでも、選挙によらない名士會がその代用になり、それはイギリスとはまつたく異なる運命をもつ

書 評

にいたつた。著者は、フランスが十四世紀ごろまではイギリスと同じ發展方向にありながら、そのごはつきりと分れてしまつた理由を、(1)フランスにシャルル八世いらい常備軍ができたこと、(2)イギリスの人民は貴族とむすんで王權と對抗したが、フランスでは貴族に對抗して王權とむすんだこと(15頁)、にいついてのべているが、これはさらにつゝこんだ社會經濟史的な分析を必要とするであらう。この項のさいごは、イギリスの議會と偶然にも同じ名「パルマン」をもち、三部會なきあとは、政治的にはイギリスの議會のような役割を果した高等法院の機能と、その革命におよぼした影響がのべられている。そしてこの章は、憲法理念のこの時期における發展をあつかつて終つていゝ。憲法理念も、諸制度の發展に對應し、憲法Ⅱ基本法の考へ方は、古くからは歴史の所産として存在し、新しくはトマス・ダキノの理論に裏つけられて、これらが二つの流れとして存在する。事實じようは、君主も動かしえない基本規定について、たとえは王位繼承、王土の不可讓など二三のものはほとんど問題がなくなつていゝ。トマスの新しい流れの擴大再生産されたものがルソーの社會契約論であり、それゆゑ、この理論は、基本法の理論を更新し、その理論を革命ごに橋わたしたるものであるという著者の指摘には、相當注意をひくものがある。もちろんそこでは、君主も動かせないとということが、國民の公けの自由という問題に移つてはいるのだが。

第二章、諸革命の時代。著者はこの時代を、第一の安定時代

にたいして、憲法の動搖の時代と規定している。そして、この動搖の原因を、千年もつゞいた舊制度の徹底的破壊にもとめてゐる。しかし、動搖の時期といつても、そこになんらの歴史の法則もみられなかつたわけではない。この一世紀をどのような法則でつかむかということは、フランス憲法史研究にとつてはもつとも重要な點である。著者は、これを一七八九年から一八一四年、一八一四年から一八七〇年という二つの周期としてとらえている。すなわち、制限君主制がまず生れ、いたずらに民主運動をおさえたためにかえつて共和制が生れ、共和制は無政府状態を生んで獨裁者を生み出すという周期である。この見方から、その時期が、民主政治や議院内閣制への一貫した進歩だとみる見方には反對するのである。進歩よりむしろ、憲法の變化の背後にある行政制度・官僚制の不變が著者には問題である。すなわち、こゝでも慣習の優位がみとめられる、とする。

第一の周期は、八九年の入権宣言にはじまる。その第一の原理は國民主權だが、これはけつしてルソー的には理解されず、特定の市民だけが選舉權者として、事實じようの主權者とされた。第二の原理は三權分立であり、その主眼は、行政府の專制をおさえることにある。九一年には、第一次憲法。この憲法は、積極市民の間接制限選舉による一院制をとり、その主眼は國王と民衆の力を左右に制限することにある。三權分立はげんみつに行なわれ、議院内閣制はぜんぜんない。この第一次憲法は九二年、國民公會の選舉によつて終り、施行はされなかつた

がもつとも急進的な九三年のジャコバン憲法の制定がはじまる。九二年は共和國第一年である。ジャコバンはジロンドを倒して、いわゆる恐怖政治を行う。國民公會の獨裁から公安委員會、そしてロベスピエールの獨裁は、テルミドールの反動を生み、共和國第三年總裁政府憲法ができる。革命の情熱は消え、權利の宣言は凡庸な義務の宣言「良き子、良き父、良き友、良き夫婦でないものは、良き市民ではない」(4條)に代る。共和國八年ブリュメール十八日のクーデタは、總裁政府を廢し、ボナパルト、シェイエス、ロジェ・デュコオの三人の統領政府憲法をつくつた。シェイエスの理論だおれの政治に代つてボナパルトの登場が、共和國十年憲法の第一統領終身制でしめされる。共和國第十二年憲法はついにナポレオンの第一帝制をつくりだす。ナポレオンの没落は、獨裁ののぼりつめた路を一擧にくずしてしまふ。その年一八一四年から第二期の周期がはじまるのである。第二期の特徴を、著者は第一期の意識的な模倣だとする。ルイ十八世の十四年憲法シャルトは、エミグレの輸入したイギリス的議院内閣制が特色である。ところが、シャルト世はこの傾向の發展にブレイキをかけ、三〇年の七月革命をひきおこす。が、三〇年憲法シャルトは、ほとんど一四年のそれとひきうつしであつた。そしてこのルイ・フィリップの王制も、ギゾーの「王座は空虚な座ではない」という格言を實現しようとして四八年の革命でたおれる。この時期には、一五年のナポレオン帝國憲法附屬法が一つの挿入句をなし、施行されず

に終つたものには、帝國の失權を宣言した元老院のつくつた憲法（一八一四）があつた。第一期と同じく、制限君主制は第二共和國を生んだ。四八年憲法は七九年の革命精神の再現であるが、いちぢるしく非個人主義的になつてゐる。連帶主義・キリスト教の影響がよい。權力の分立は再びげんかくになり、議院内閣制は制度化されない。「大先覺者たち」のジェスタヤに終つた革命の退潮は、五年の大統領ルイ・ボナパルトのクーデタが五年一月、行政權を十年間大統領にゆだねる憲法を生んだことで明白である。十二月（上院の決議による修正）はやくも第一帝制にならつて第二帝制が誕生し、大統領はナポレオン三世となる。行政權はもちろん、法律の立案權・批准權（拒否權）をもつた皇帝と、參事院（官吏）、立法議會（普通選舉）、上院（任命で終身）三院からなる議會が基本的制度である。一八六〇年いご、この全盛にある帝國に大量の自由が導入される。それは、獨裁のゆきずまりをしめしており、このうち立法議會が行政權に對立する力がしだいに強化される。普佛戰爭の敗北が、第一帝制と同じく、一舉に第二帝制を破壊した。そして、革命の時代の幕を閉じると著者はのべる。著者はこのような敘述の相間に、革命やクーデタによる新憲法の制定に先立つ無憲法状態における、慣習の重要性をししばし指摘してゐるのである。そして憲法は、そこで確定した慣習の制文化にすぎないものと考えられる場合が多い。

第三章、共和國時代。革命の時代がおわり、憲法の安定性の

書評

回復がはじまつたと著者のいう第三の時期が、世界でさいしよのプロレタリア革命パリ・コムニオンではじまるというのは奇妙なことであるが、たしかにこの時期は、第二期と同じように政治の變動がありながら、憲法は今日まで、第三共和國憲法（一八七五）と第四共和國憲法（一九四六）しかもたない。「安定」の時代である。著者によれば、第三共和國憲法が簡潔で、ひじょうに柔軟性をもつていたから、それだけ長い生命をもちえたのである。第四共和國のそれも、第三共和國のそれと大してちがいのあるものではない。法文を變えず、慣習の働きを妨げぬことに、アンシャン・レヂームと同じこの時代の良さがあるのである。

第三共和國憲法といわれるものは、げんみつにいえば憲法典をなして、上院にかんする七年二月二四日の法律、公權力の組織にかんする二月二五日の法律、公權力間の關係にかんする七月一六日の法律という、三つの憲法的法律からなつてゐる。それは全部で三四條という簡單なものである。この憲法は、はじめ多數の王黨員によつて君主制を豫想されていたが、正統派とオルレアン派、それに加へてナポレオン派の對立は、けつきよく大統領をもつ議會主義共和制という意外なところに國をおちつかせることになつた。だが著者の指摘によれば、それは多分にオルレアニスト的議會制度を組織化してゐる。一四年、三〇年憲法の經驗が、二院制を本質的なものとして、この憲法にも導入させた。兩院が選出する大統領は、大臣その他あ

らゆる官吏の任命權・軍隊の配置權などのほか、議會の召集・延期・停止、そしてとくに、上院の同意をえて下院を解散する權利があつた。そして、その行爲は、議會に責任をもつ大臣の副署をえてなされたから、イギリスとは類型を異にするフランス型の議院内閣制ができあがつた。この憲法は、第一に議會制度についてそのご大きな變化をうけた。それは、マクマオン大統領の解散權行使の失敗（七七年）のため、そのご解散權は慣習として使用されぬこととなり、行政府の立法存への從屬、内閣の頻繁な交替が慣行となつた。第二に、二十世紀になつて、とくに一九三四年いご、戰爭が行政權を必然的に強化した。まずそれは、内閣の内部で總理大臣の權限を強化した。つぎに、内閣は全體として、たとえば *deception*（法律の効力をもつ政令）という方法でその權限を強化した（一九一八いご）。そしてこの方法は、しだいに原則化していつたのである。

第四共和國憲法は、一九四〇年に第三共和國がたおれてから抗獨戰をへて六年間の空白のち、一九四六年十月に制定された。戰爭が終つてすべてが自由になつたとき、フランス國民は三つの解決にせまられていた。それは、七五年憲法への復歸、無制限の權限をもつ立憲議會の選舉、制限的な立憲議會の選舉であり、國民は第三をえらんだ。共產主義者および社會主義者が多數をしめた第一立憲議會でつくられた五月草案は、反對一〇五八萬、贊成九四五萬、棄權五二六萬で否決された。新しくえらばれた第二立憲議會は、これを修正して、現行憲法の草案

を、共產黨と M・R・P とその調停者社會黨の三大政黨の對立、そして後二者の妥協のうちに作成した。この人民投票は、贊成九二九萬、反對八一六萬、棄權八五一萬で草案を成立させた。この贊成はわずか三五%にすぎず、前回の五月草案の贊成者よりも、この案の贊成者の方が少ないのに、これが成立したということは、選舉制度の一種の皮肉であつたし、當時のフランス國民の心情をよくあらわしていた。現行憲法のほんやくや紹介については、すでにわが國でもいくつかの論文があるから、こゝではふれない。たゞ著者は、その短い運営のうちに、新しい慣習が生れつゝあることを、終始一貫して説いているのである。

(1) たとえば、宮澤俊義「フランス第四共和制憲法について」季刊法律學・六號。

三

いじょうに紹介した内容は、本書のほんの一端をしめすものにすぎない。そしてその内容については、とくに第二期の周期の分け方には大いに異論もあるのだが、すでに紙數もつきているので批判は割愛しなければならない。本書は、一言にしていへば、フランス憲法史への、一つの試論であらう。この慣習法論がさらに實證的に展開されれば、さらに興味深い「憲法政治學」ともいわれるものが生れるかもしれない。